

美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美瑛町内における民間賃貸住宅に入居する者に対し、その家賃の一部を助成することで、美瑛町への移住及び定住を促進し、定住人口の増加と町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 民間賃貸住宅 美瑛町内に所在する賃貸を目的に居住用に建設された賃貸住宅をいう。ただし、次に掲げるものは除く。

ア 家賃が30,000円未満の民間賃貸住宅

イ 町営住宅、公営住宅などの公的賃貸住宅

ウ 社宅、社員寮等の給与住宅

エ 助成を受けようとする者の3親等以内の親族が所有する住宅

オ 助成を受けようとする者の所属する法人が所有する住宅

カ 助成を受けようとする者の所属する法人の構成員及び職員が所有する住宅

(2) 家賃 賃貸借契約書に定められた賃貸料の月額（管理費、共益費及び駐車場使用料など直接住宅の賃貸料と認められないものを除く。）をいう。

(3) 一般移住者 令和3年4月1日以降に自己の意思により本町に定住するため転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく本町の住民基本台帳に登録され、かつ、町内に生活の本拠を有する者をいう。ただし、町内企業等への転勤による転入は除く。

(4) 子育て移住者 一般移住者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を養育する者をいう。

(助成対象者)

第3条 美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる者は、一般移住者である民間賃貸住宅の契約者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該民間賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は譲渡しないこと。
- (2) 世帯全員がこれまで助成金の交付を受けていないこと。
- (3) 世帯全員が当該民間賃貸住宅に対する住居手当を受給していないこと。
- (4) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- (5) 生活保護法による保護を受けていない世帯であること。
- (6) 世帯に国家公務員、地方公務員及び一部事務組合等の職員がいないこと。
- (7) 世帯全員が美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年美瑛町条例第19号）第2条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

（対象住宅）

第4条 この要綱における民間賃貸住宅は、第2条第1号に規定する民間賃貸住宅のうち、対象住宅として登録を受けたものとする。

2 前項に規定する対象住宅として登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 住宅の位置図
- (2) 住宅の平面図
- (3) 住宅登記事項証明書
- (4) その他町長が必要とする書類

3 町長は、前項の規定により提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅登録通知書（別記様式第2号）により登録申請者に通知するものとする。

（助成金の額及び交付期間等）

第5条 助成金の額は、家賃の月額額の2分の1以内とし、10,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 子育て移住者は、前項の助成額に10,000円を加える。ただし、助成

対象日数が15日に満たない月は除く。

- 3 前2項の助成金額は、美瑛町電子地域通貨により助成するものとする。
- 4 助成の対象となる期間は、一般移住者になった月から36月を限度とする。
ただし、「美瑛町結婚新生活支援事業」における住居費の対象となった月は、助成の対象となる期間から除く。
- 5 助成金の交付は、4月1日から9月30日まで（以下「上半期」という。）及び10月1日から翌年3月31日まで（以下「下半期」という。）の2期とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付を受けようとする年度毎（初年度の申請については転入日が属する月の翌月末まで、継続申請においては5月末までとし、これらの申請期間を経過後に申請があった場合は、当該経過した期間を前条第4項の助成期間から除くものとする。）に、美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 世帯全員の町税等に滞納がないことを証する書類
- (3) 町税等の納入状況及び住民登録状況等確認同意書（別記様式第4号）

（助成金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた年度の上半期及び下半期の末日までに美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成金請求書（別記様式第6号）に家賃の支払いを証する書類を添えて町長に提出するものとする。

（助成金交付の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が相当と認める事由があったとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。